

函南町ふじのくに防災士養成事業補助金交付要綱

第1 趣旨

町長は、地域防災力の向上を図るため、静岡県ふじのくに防災士（以下「ふじのくに防災士」という。）の称号を取得する者に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、函南町補助金等交付規則（以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところによる。

第2 補助の対象者

補助金の交付の対象となる者は、本町に住所を有する者であって、次に掲げる事項の全てに該当する者とし、補助金の交付申請を行った年度内にふじのくに防災士の称号を取得した者に限る。

- (1) 町内の自主防災組織に属する者又は自治会に加入している世帯に属する者
- (2) ふじのくに防災士の称号を取得しようとする者で、防災リーダーとして町内の地域自主防災組織で活動する意思のある者

第3 補助の対象経費及び補助率

- (1) 補助金の対象となる経費は、ふじのくに防災士の称号の取得に要する費用であって、次に掲げるものとする。

ア 称号の取得に係る講座の開催会場までの交通費（開催会場最寄りの駅までの公共交通機関に係るものに限る。）

イ 受講料（資料代）

- (2) 補助率は、(1)に定める経費の合計額の10分の10以内とする。

第4 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者は、講座の受講日の2週間までに函南町ふじのくに防災士養成事業補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出するものとする。

第5 補助金の交付決定

町長は、第4の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適正と認められたときは、補助金の交付を決定し、函南町ふじのくに防災士養成事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請者に通知するものとする。

第6 変更の承認申請

補助金の交付の決定を受けた者（以下「被交付決定者」という。）が、当該補助金の申請に係る内容を変更しようとする場合は、函南町ふじのくに防災士養成事業計画変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出するものとする。

第7 変更承認等の通知

町長は、第6の規定による申請書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認められたときは、その変更を承認し、函南町ふじのくに防災士養成事業計画変

更承認通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

第8 実績報告

(1) 被交付決定者は、ふじのくに防災士の称号を取得した場合は、速やかに函南町ふじのくに防災士養成事業補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出するものとする。

ア ふじのくに防災士認定証の写し

イ 修了証書の写し

ウ 第3に掲げる経費の支払いを証する書類の写し

エ その他町長が必要と認める書類

(2) 被交付決定者は、ふじのくに防災士の称号を取得できなかった場合は、速やかに町長に報告してその指示を受けなければならない。

第9 補助金の額の確定

町長は、第8(1)の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、函南町ふじのくに防災士養成事業補助金交付確定通知書（様式第6号）により、被交付決定者に通知するものとする。

第10 請求の手続

第9の規定による補助金の交付の確定の通知（以下「交付確定通知」という。）を受領した被交付決定者が補助金の交付の請求を行おうとするときは、函南町ふじのくに防災士養成事業補助金交付請求書（様式第7号）を、交付確定通知を受領した日から起算して10日以内に町長に提出しなければならない。

第11 補助金の交付の決定の取消しの通知

町長は、被交付決定者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、町長は、函南町ふじのくに防災士養成事業補助金交付決定取消通知書（様式第8号）により、当該被交付決定者に通知するものとする。

(1) 補助金の交付申請を行った年度内にふじのくに防災士の称号を取得できなかったとき。

(2) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

第12 補助金の返還請求

町長は、第11(2)の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合は、補助金の交付を受けた者に対し期限を定めて、交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。この場合において、町長は、函南町ふじのくに防災士養成事業補助金返還請求書（様式第9号）により、補助金の交付を受けた者に当該補助金の返還の請求をするものとする。

第13 補助金の交付を受けた者の責務

補助金の交付を受けた者は、積極的に地域自主防災活動及び町が実施する防災施策に協力する責務を有するものとする。

第14 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。